

# 社会福祉法人京田辺市社会福祉協議会小地域福祉活動推進事業助成金交付要綱

## 1 目的

少子高齢社会や核家族化の進展など、地域を取り巻く環境が大きく変化していくなかで、それぞれの地域(区・自治会)において、住民同士が時間と場所を共有し、ふれあいの場として自由な発想のもと仲間づくりや居場所づくり、生きがいづくりをはじめ住民相互の援助活動等を行うことで、誰もが安心して暮らしつつげられるように活動を推進することを目的とし、実践する分会等に対して助成金を交付する。

## 2 助成対象事業等

### (1)ふれあいサロン活動

地域(区・自治会または分会)において、地域の公民館等を活用したサロン活動(仲間づくり、居場所づくりを目的とする高齢者サロン、障害者サロン、子育てサロン等)や広域(二つ以上の区・自治会)で行われる交流活動等で、子どもから高齢者まで、広くすべての住民を対象に呼びかけて行われている活動

#### 【助成額】

原則1回 5,000 円。12 回で 60,000 円(上限額)

#### ≪対象とならない事業≫

##### ①本来、各区・自治会が主体的に実施している事業

運動会、文化祭、夏祭り、秋祭り、ゲートボール大会、グランドゴルフ大会、ボウリング大会、清掃活動、社会見学、研修旅行、ソフトバレーボール大会、ソフトボール大会、カラオケ大会、花火大会、とんど、新年会、忘年会など

##### ②各区・自治会の老人会、子ども会、婦人会、青年団等の各種団体がその会員を対象に実施する事業

※小地域福祉活動推進事業助成金の補助を受けた団体等は、歳末たすけあい募金配分金等の重複申請はできない。

### (2)その他の小地域活動で会長が特に必要と認める事業

【助成額】原則 10,000 円(上限額)

## 3 助成金の申請

本事業の助成金の申請は、分会長および事業・活動等の主催者とし、指定の申請書に次に定める書類を添付のうえ、事務局に提出する。

(1)事業実施計画書及び収支予算書(別紙 1)

(2)その他会長が必要と認める書類等

#### 4 助成申請期間

(1)令和6年6月3日(月)～令和7年1月31日(金)

※助成となる事業は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までに行われるものを対象とする。

#### 5 決定通知

会長は、申請書提出後、事業実施内容、申請額等について検討したうえで、交付並びに助成金交付額について決定し申請者に通知する。

#### 6 助成金の交付

会長は、決定通知後、申請者からの請求により助成金を交付する。

#### 7 事業報告

申請者は、事業終了後、次の指定の書類により、事業実績の報告を会長に行う。

(1)事業実績報告書及び事業決算書(別紙2)

(2)領収書(写し)など収支のわかる書類

(3)事業の様子がわかる写真等

#### 8 その他

会長は、助成金を目的以外に使用したときや交付決定額を超える余剰金(繰越金)がある場合は、交付した助成金の全額又は一部の返還を求めることができる。